

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年3月25日

高知県警察本部長 高清水 善弘

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

自動車保管場所調査事務

(2) 委託業務内容

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号)第2条の規定に基づき、警察署長が行う自動車保管場所証明事務のうちの自動車保管場所の調査事務。

詳細は、入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月14日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

高知県下12警察署の管轄区域(平成12年6月1日における市町村区域とする。)

(5) 予定数量

令和7年度 約30,000件

(6) 入札方法

ア 入札金額は、自動車保管場所調査1件当たりの金額(1円未満の端数は切り捨てる。)を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和6~令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(4)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度

から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

- (5) 入札説明書に示した業務の要求仕様を確實に履行するためには必要な現地調査員を擁し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えた者であること。
- (6) 令和7年4月1日に必ずこの入札公告に示した業務に着手できる者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部会計課 用度係

電話番号088-826-0110（内線2252）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年3月25日（火）から令和7年4月1日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札事前説明会

開催しない

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月7日（月）午後1時30分

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部2階 リフレッシュルーム

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

- (3) 入札書の郵送

認めない。

- (4) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を令和7年4月1日（火）午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、

開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

(5) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結するまでの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(7) 最低制限価格の有無

無

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。